

平成25年5月27日

北海道知事 様

提出者

住 所 宮城県名取市上余田字千刈田 308

名 称 株式会社デンコードー

代表者の氏名 井 上 元 延

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

北海道地域商業の活性化に関する条例第25条第1項（附則第4項）の規定により、次のとおり地域貢献活動計画書を提出します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	ケーズデンキ釧路店
所在地	北海道釧路市鳥取大通り3丁目
敷地面積	5,190 m ²
店舗面積の合計	6,093 m ²
延べ床面積	7,546 m ²
主要（出店予定）小売店舗	ケーズデンキ釧路店
その他の（出店予定）小売店舗	
小売店舗以外の施設の種類	
集客予定区域（市町村）	釧路市、釧路町、白糠町、厚岸町、標茶町、鶴居村

2 地域貢献活動の実施に関する計画

項 目	活動内容	実施時期	具体的な取組
地域づくりの取り組み	■地域の取り組みへの参加・協力 ①地域の祭りや各種行事への参加協力	随時	継続
	■景観形成街並みづくりの協力 ①環境対策、景観づくり等への協力	随時	継続
環境対策	■地球温暖化防止対策への協力 ①省エネ地震の設置を計画	設置時	設置済み
	②営業時間のコンパクト化	随時	継続

	<ul style="list-style-type: none"> ③過度の照明照射の削減 ④アイドリングストップの啓蒙活動 ■廃棄物対策の協力 ①廃棄物の分裂によるリサイクルの促進 ②家電リサイクルの回収 ③廃電池インクカートリッジの回収 ■環境美化対策の実施 ①店舗敷地及び敷地周辺の清掃活動 ■周辺の生活環境への配慮 ①繁忙期の交通整理員の配置 ②代替店経路の表示による安全確保 ③敷地内歩行者通路の確保 ④低騒音型機器の採用 	<p>通年 通年</p> <p>通年 通年 通年</p> <p>随時</p> <p>通年 通年 設置時 設置時</p>	<p>継続 継続</p> <p>継続 継続 継続</p> <p>定期1回/月</p> <p>継続 継続 設置済み 設置済み</p>
ひとにやさしいまちづくりへの協力	<ul style="list-style-type: none"> ■ユニバーサルデザインの推進への協力 ①車椅子利用者や高齢者優先の駐車区画の設置 ②敷地通路への点字ブロックの設置 ③バリアフリーな建物の建設 ■少子高齢化対策の推進 ①授乳室の設置 ②育児介護休暇制度の利用推進 	<p>設置時</p> <p>設置時 設置時</p> <p>設置時 随時</p>	<p>設置済み</p> <p>設置済み 設置済み</p> <p>設置済み 継続</p>
地域雇用対策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の雇用の確保への協力 ①パートタイマーの能力に応じた正社員の雇用 ②パートタイマーの地元採用の推進 ■従業員のキャリア形成の支援 ①従業員の研修棟、能力向上の取り組み 	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>継続</p> <p>継続</p> <p>継続</p>
防犯・青少年健全育成対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■犯罪の防止に配慮した環境整備の推進 ①機械警備システムの導入 ②防犯カメラの設置 ③警備員あるいは従業員による巡視 ■青少年育成活動への協力 ①警備員等の巡視による万引き防止対策の実施 ②施設の夜間閉鎖による深夜の徘徊等の防止 	<p>設置時 設置時 随時</p> <p>随時 随時</p>	<p>設置済み 設置済み 継続</p> <p>継続 継続</p>
災害等発生時及び地域防災等への協力	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の協力 ①要請があった場合の緊急避難場所としての駐車場の提供 ②物資の救援活動への提供を検討 	<p>要請時</p> <p>要請時</p>	<p>継続</p> <p>継続</p>

	③防災火災訓練の実施	定期	2回/年
--	------------	----	------

3 地域貢献活動の担当者

所属名	ケーズデンキ釧路本店
職・氏名	店長 大科俊次 副店長 金沢正弥
電話番号等	0154-55-6777 FAX 0154-55-6776

<担当者連絡先>

所属名	株式会社デンコードー開発部 札幌事務所
職・氏名	店舗開発担当マネージャー 小島 博幸
電話番号	011-788-1135 090-7665-3276 FAX 011-788-1136
電子メールアドレス	hiroyuki-kojima@ksdenki.jp

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。

2 「2 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第 10 条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。